

大型自動車免許等取得及び限定解除に係る助成金交付要綱

平成24年4月27日制定
令和7年4月1日最終改正
一般社団法人群馬県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行う大型自動車免許・中型自動車免許・けん引自動車免許（中型・大型免許取得者に限る。）・準中型自動車免許の取得及び大型・中型・準中型自動車免許限定解除に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 大型自動車免許（以下「大型」という。）とは、車両総重量11t以上、最大積載量6.5t以上、乗車定員30人以上の自動車を運転できる免許をいう。
- (2) 大型自動車免許限定解除（以下「大型限定解除」という。）とは、自衛隊で「自衛隊車両に限る」という条件が付与されている大型免許取得者が、車両総重量11t以上、最大積載量6.5t以上、乗車定員30人以上の自動車を運転できるよう条件解除をすることをいう。
- (3) 中型自動車免許（以下「中型」という。）とは、車両総重量7.5t以上11t未満、最大積載量4.5t以上6.5t未満、乗車定員11人以上29人以下の自動車を運転できる免許をいう。
- (4) けん引自動車免許（以下「けん引」という。）とは、車両総重量750kg以上の車をけん引する場合、けん引する自動車の種類に応じた免許の他に必要となる自動車免許をいう。
- (5) 中型自動車免許限定解除（以下「中型限定解除」という。）とは、平成19年6月1日以前に普通自動車免許を取得した者が、平成19年6月2日の道路交通法の一部改正により、車両総重量11t未満、最大積載量6.5t未満、乗車定員29人以下の自動車が運転できるよう条件解除をすることをいう。
- (6) 準中型自動車免許（以下「準中型」という。）とは、平成29年3月12日から施行された改正道路交通法により新設された車両総重量3.5t以上7.5t未満、最大積載量2t以上4.5t未満、乗車定員10人以下の自動車を運転できる免許をいう。
- (7) 準中型自動車免許限定解除（以下「準中型限定解除」という。）とは、平成29年3月11日以前に普通自動車免許（5t限定準中型免許）を取得した者が、平成29年3月12日の道路交通法改正により、車両総重量7.5t未満、最大積載量4.5t未満、乗車定員10人以下の自動車が運転できるよう条件解除をすることをいう。
- (8) 受験資格特例教習（以下「特例教習」という。）とは、令和4年5月13日に施行された道路交通法の一部を改正する法律等により、19歳以上で、かつ、普通免許等を受けていた期間が1年のものが受講することにより、大型免許、中型免許、二

種免許の受験資格が緩和される教習をいう。

(9) 「外免切替講習」とは、指定自動車教習所等が実施する、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいう。

(10) 事業の完了とは、自動車教習所等への費用の支払い及び免許取得を完了したことをいう。

(助成対象)

第3条 助成対象は、県ト協の定款に定める会員（以下「会員」という。）の県内事業所の従業員が、前条に掲げる自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）の取得に要した費用の一部について助成を行うものとする。この場合において、都道府県公安委員会指定の自動車教習所及び群馬県大型特殊自動車練習所（けん引自動車免許に限る。）（以下「指定自動車教習所等」という。）で取得したものを対象とする。

但し、指定自動車教習所等に合宿で入所した場合、教習料金と宿泊費等の詳細が書面により明確に示せる場合は助成対象とし、示せない場合は助成対象外とする。

2 助成対象は、会費滞納がない会員とする。

3 助成対象の従業員は、免許取得後1年以内に当該会員を退職しないこと。

(助成額)

第4条 助成金の交付額は、大型・中型・けん引・準中型の自動車免許を取得し、又は大型・中型・準中型限定解除のいずれかに要した費用（指定自動車教習所等へ支払った費用）の一部を交付する。

交付額は、自動車免許取得に係る費用（消費税を除く）の2分の1（千円未満切り捨て）とし、次のとおりとする。

① 大型	1名当たり	10万円（上限）
② 大型限定解除	1名当たり	5万円（同上）
③ 中型	1名当たり	5万円（同上）
④ 中型限定解除	1名当たり	5万円（同上）
⑤ けん引	1名当たり	5万円（同上）
⑥ 準中型	1名当たり	3万円（同上）
⑦ 準中型限定解除	1名当たり	3万円（同上）

会員が指定自動車教習所等へ支払った費用を助成対象（運転免許試験場における検定試験受験料等は、助成対象外）とし、個人が指定自動車教習所等へ支払った費用は助成対象としない。

また、1会員当たりの助成は5名を限度とし、同一従業員に対する助成は年1回のみとする。

但し、国からの助成金が交付されている場合、または国からの助成金の交付申請を行っている場合は、助成金は交付しない。

2 準中型免許、準中型免許限定解除については、(公社)全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の助成制度が併用できる。

また、新たに運転者として採用した若年ドライバーの特例教習の受講及び外国人ドライバーの外免切替講習については、全ト協の助成制度を利用することができる。

全ト協の助成額は、次のとおり。

準中型免許	1人当たり	4万円	(上限)
準中型限定解除	1人当たり	2.5万円	(同上)
特例教習の受講	1人当たり	受講費用の1/3	10万円 (同上)
外免切替講習	1人当たり	受講費用の1/2	4万円 (同上)

1事業者あたりの助成額の上限は、30万円とする。

但し、対象経費（消費税を除く）が、県ト協・全ト協の助成合計額を下回る場合は、その額（千円未満切り捨て）までとする。

なお、全ト協の助成については、別に定める交付要件を満たすものとする。

（助成対象期間）

第5条 令和7年度については、県ト協の助成金を受ける場合には、令和7年4月1日から令和8年2月27日までに前条の免許を取得、費用の支払いが終了し、別紙2「大型自動車免許等取得及び限定解除に係る助成金事業実績報告（請求）書」（以下「実績報告書」という。）を提出したものを助成対象とする。

2 全ト協の助成金を受ける場合は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までに前条の準中型免許・準中型限定解除・特例教習・外免切替講習を受講修了、費用の支払いが終了し、全ト協助成金申請書の「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成申請書」及びその他必要な書類（※別表）を令和8年3月2日までに提出したものを助成対象とする。

3 全ト協の助成金「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業」については、前年度（令和6年度）に受講または取得した分についても、助成対象とする。

準中型免許については、高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和6年度）に準中型免許を取得した場合も助成対象とする。

但し、助成期間内であっても県ト協、全ト協の助成金予算が終了した場合には、打ち切る
ことがある。

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、別紙1「大型自動車免許等取得及び限定解除に係る助成金交付申請書」により、令和7年12月12日までに県ト協に申請するものとする。

（交付決定）

第7条 県ト協は、前条の申請があったときは、予算の状況等をみて助成金の交付の可否を判断し、その旨を速やかに会員に回答するものとする。

（実績報告及び助成金の請求）

第8条 会員は、事業の完了から2ヶ月以内または令和8年3月2日のいずれか早い日までに、県ト協に実績報告書により、添付書類とともに請求するものとする。

(助成金の交付)

第9条 県ト協は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその報告の内容を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、会員に対して第4条に定める助成金を交付する。

- 2 県ト協は、全ト協に対しその要綱に従い、免許取得に対する助成金の実績報告を行うものとする。

(申請の変更・取下げ)

第10条 会員は、交付決定後、申請内容を変更し、或いは、取下げるときは速やかに県ト協に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の返還)

第11条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(管理台帳等の作成、保管)

第12条 県ト協は、本助成に関する管理台帳等を作成して、管理、保管するものとする。

(効果等の報告)

第13条 会員は、県ト協から助成事業による効果等について求められた場合は、別に定める調査票に基づき、県ト協に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事は、県ト協がこれを別に定める。

(附則)

- 1 本要綱は、平成24年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱(平成24年4月27日制定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱(平成25年3月22日制定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（平成26年5月16日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（平成27年3月19日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（平成28年3月18日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（平成29年5月18日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（平成30年3月23日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（平成31年3月20日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（令和2年3月25日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（令和3年3月16日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（令和4年3月16日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（令和5年5月10日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱（令和6年4月1日制定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

申請書提出期限：令和7年12月12日(金)迄

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県トラック協会
 会長 武井 宏 殿
 (FAX027-261-7576)

住 所
 会 社 名
 代表者氏名
 担当者氏名
 連 絡 先

印

大型自動車免許等取得及び限定解除に係る助成金交付申請書

No.	氏 名(ふりがな)	取得予定免許種別	入所予定教習所名	予定期月
1	ふりがな	大型・中型・けん引・準中型免許 大型解除・中型解除・準中型解除 特例教習・外免切替	教習所	免許取得予定月
				令和 年 月
				特例教習・外免切替講習 修了月
				令和 年 月
2	ふりがな	大型・中型・けん引・準中型免許 大型解除・中型解除・準中型解除 特例教習・外免切替	教習所	免許取得予定月
				令和 年 月
				特例教習・外免切替講習 修了月
				令和 年 月
3	ふりがな	大型・中型・けん引・準中型免許 大型解除・中型解除・準中型解除 特例教習・外免切替	教習所	免許取得予定月
				令和 年 月
				特例教習・外免切替講習 修了月
				令和 年 月
4	ふりがな	大型・中型・けん引・準中型免許 大型解除・中型解除・準中型解除 特例教習・外免切替	教習所	免許取得予定月
				令和 年 月
				特例教習・外免切替講習 修了月
				令和 年 月
5	ふりがな	大型・中型・けん引・準中型免許 大型解除・中型解除・準中型解除 特例教習・外免切替	教習所	免許取得予定月
				令和 年 月
				特例教習・外免切替講習 修了月
				令和 年 月

- ※取得予定免許種別は、該当する免許種別に○印を付けてください。
- ※1会員当たりの助成は5名までとし、同一従業員に対する助成は年1回とする。
 ただし、特例教習と大型免許を取得される方は、両方に○印が付いていても1回としてカウントする。
 外免切替講習も同様とする。
- ※特例教習を受講する方で大型免許を取得される方は、外免切替講習と大型免許等を取得される方は、免許種別2箇所○印を付けてください。

実績報告締切日：令和8年3月2日(月)迄(※厳守)

※助成金対象期間とは異なりますのでご注意ください。
助成対象期間：令和7年4月1日～令和8年2月27日迄

別紙2 (第8条関係)

令和 年 月 日

大型自動車免許等取得及び限定解除に係る助成金事業実績報告(請求)書

一般社団法人群馬県トラック協会
会長 武井 宏 殿

会社住所
会社名
代表者氏名 印

交付決定を受けた大型自動車免許等取得及び限定解除に係る助成事業が完了しましたので、「大型自動車免許等取得及び限定解除に係る助成金交付要綱」第8条の規定に基づき関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1 交付請求額 申請人数 名 金 円
(内訳) 大 型 名, 中 型 名, けん引 名
準 中 型 名, 大型解除 名, 中型解除 名
準中解除 名, 特例教習 名, 外免切替 名

※特例教習を受講し大型免許を取得される場合は、大型・特例の両方に人数を入れてください。

2 添付書類 (用紙サイズは、A4判で統一)

- 免許取得者名簿
- 在職証明書(代表者印を押印願います。)
- 資格取得に関する証明(自動車運転免許証)の写し
※当該運転者がマイナ免許証のみを保有しているときは、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したものを提出してください。
- 指定自動車教習所等への費用支払領収書の写し(個人宛の領収書は助成対象外)
※インターネットバンキングによる支払いの場合は、振込依頼書と合わせて、必ず引き落とされたことが確認できる通帳の(写)等を添付してください。当座から振込の場合は、当座勘定照合表を添付願います。
※会社のクレジットカードで支払った場合は、明細書の添付をお願いします。
注意：従業員が所有する個人のクレジットカードで支払った場合は助成対象外となります。
- 社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれか)加入を証する書類の写し
※当該運転者がマイナ保険証のみを保有しているときは、原則として雇用保険被保険者通知書等を添付してください。

3 助成金の振込先

金融機関名								支店	
口座番号	当座	・	普通	No					
口座名	フリガナ								

※口座番号が7桁に満たない場合は、先頭部分に「0」を入力して、全部で7桁となるように入力してください。
※口座相違等の事案が多く発生しております。記入する際は正しく記入してください。

免許取得者名簿

事業者名 _____

◎免許区分のいずれかに○を付けて下さい。特例教習を受講し大型免許を取得した方は、大型と特例教習に○を付けてください。

No	氏名 (ふりがな)	免許取得教習所	免許区分	免許取得年月日 特例教習終了年月日	支払経費 (税抜金額)	助成金額
1	ふりがな	教習所	大型・中型・けん引・準中型・特例教習 大型解除・中型解除・準中型解除・外免切替	免許 年 月 日 特例 年 月 日	円	円
2	ふりがな	教習所	大型・中型・けん引・準中型・特例教習 大型解除・中型解除・準中型解除・外免切替	免許 年 月 日 特例 年 月 日	円	円
3	ふりがな	教習所	大型・中型・けん引・準中型・特例教習 大型解除・中型解除・準中型解除・外免切替	免許 年 月 日 特例 年 月 日	円	円
4	ふりがな	教習所	大型・中型・けん引・準中型・特例教習 大型解除・中型解除・準中型解除・外免切替	免許 年 月 日 特例 年 月 日	円	円
5	ふりがな	教習所	大型・中型・けん引・準中型・特例教習 大型解除・中型解除・準中型解除・外免切替	免許 年 月 日 特例 年 月 日	円	円

◎ 1 会員当たりの助成限度は5名とし、同一従業員に対する助成は年1回とする。

◎ 申請に際しては、申請する全員の免許取得に関する証明（運転免許証）の写し及び社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれか）の加入を証する書類の写しを添付して下さい。 → 国民年金・国民健康保険への加入は対象外
マイナ保険証の場合は、雇用保険被保険者通知書等を添付してください。

◎ 表中に記載する「支払経費」は、教習所等発行の領収書から消費税を除いた額を記入して下さい。

注) 本申請に記載された個人情報については、免許取得に係る事実確認のため当該教習所に照会する場合を除き、第三者への開示は致しません。

在職証明書

現住所 _____

ふりがな
氏名 _____

生年月日 昭和・平成 年 月 日

入社年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

免許取得年月日 令和 年 月 日
自動車免許取得（大型・中型・けん引・準中型）
自動車免許限定解除（大型・中型・準中型）
特例教習受講（特例教習）
外免切替講習（外免切替）

職務内容 _____
例）常時選任運転者、又は運転者、事務員等

役職 _____
※役職がない場合は、未記入でお願いします。

上記の者、免許取得時
（大型・中型・けん引・準中型・大型解除・中型解除・準中型解除・特例教習・外免切替）
に在職していることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印